

○内閣府令第二十三号

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の政令で定める日等を定める政令（平成二十一年政令第百十六号）の施行に伴い、並びに職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）及び特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の規定に基づき、職員の退職管理に関する内閣府令及び特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

職員の退職管理に関する内閣府令及び特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（職員の退職管理に関する内閣府令の一部改正）

第一条 職員の退職管理に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。
別記様式第四、別記様式第七及び別記様式第十をそれぞれ次のように改める。

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年 月 日

殿

住 所
氏 名
電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 官 職	
4 再就職の約束をした日	年 月 日
5 離 職 予 定 日	年 月 日
6 再 就 職 予 定 日	年 月 日
7 再 就 職 先 の 名 称	
8 再就職先の業務内容	
9 再就職先における地位	
10 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

のついた項目は該当するの中にレ点を記入すること。

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出
（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連）

年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定により、次のとおり届出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離 職 時 の 官 職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 予 定 日	年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	
9 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

（記載上の注意）

のついた項目は該当するの中にレ点を記入すること。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 106 条の 24 第 2 項関連)

年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり
届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離 職 時 の 官 職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 日	年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	
9 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

のついた項目は該当するの中にレ点を記入すること。

附則第二条の前の見出し及び同条を削り、附則第三条を附則第二条とし、同条に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第四条から第六条までを削る。

附則第七条中「第五条、」を「第五条及び」に改め、「附則第四条、附則別記様式第一及び附則別記様式第二」を削り、「別記様式第二、附則別記様式第一及び附則別記様式第二」を「及び別記様式第二」に改め、「附則第四条中「再就職等監視委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と」を削り、同条を附則第三条とする。

附則別記様式第一及び附則別記様式第二を削る。

(特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令の一部改正)

第二条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成二十年内閣府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四、別記様式第七及び別記様式第十をそれぞれ次のように改める。

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年 月 日

殿

住 所
氏 名
電話番号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 役 員 の 職	
4 再就職の約束をした日	年 月 日
5 離 職 予 定 日	年 月 日
6 再 就 職 予 定 日	年 月 日
7 再 就 職 先 の 名 称	
8 再就職先の業務内容	
9 再就職先における地位	
10 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11 官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー の 援 助 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

（記載上の注意）

のついた項目は該当するの中にレ点を記入すること。

特定独立行政法人の役員であった者が再就職しようとする場合
の届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項に
おいて準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24
第1項関連）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する国家
公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定により、次のとおり届け出
ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離職時の役員の職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再就職予定日	年 月 日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	
9 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

のついた項目は該当するの中にレ点を記入すること。

特定独立行政法人の役員であった者が再就職した場合の届出
(独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 54 条の 2 第 1 項に
おいて準用する国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 106 条の 24
第 2 項関連)

年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所
氏 名
電話番号

独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家
公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 106 条の 24 第 2 項の規定により、次のとおり届け出
ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離 職 時 の 役 員 の 職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 日	年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	
9 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

のついた項目は該当するの中にレ点を記入すること。

附則第二条の前の見出し及び同条を削り、附則第三条を附則第二条とし、同条に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第四条から第六条までを削る。

附則第七条中「第五条、」を「第五条及び」に改め、「附則第四条、附則別記様式第一及び附則別記様式第二」を削り、「別記様式第二及び附則別記様式第一」を「及び別記様式第二」に改め、「附則第四条中「再就職等監視委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、附則別記様式第二中「再就職等監視委員会(再就職等監視委員)長(再就職等監視委員)殿」とあるのは「内閣総理大臣殿」と、「再就職等監視委員会(再就職等監視委員)記入欄」とあるのは「再就職等監視委員記入欄」と」を削り、同条を附則第三条とする。

附則別記様式第一及び附則別記様式第二を削る。

附 則

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の政令で定める日等を定める政令(平成二十一年政令第百十六号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。